



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 平成24年度税制改正案 (法人税)

前回に続き、税制改正の動向について見てみます。

### 1. 法人税率の引下げ (案)

中小法人の法人税の税率について、以下の引下げを行います。

所得年800万円以下の部分	18%	15%
年800万円以超の部分	30%	25.5%

(しかし3年間に限り、復興増税として 10%を上乗せ)

### 2. 減価償却資産の償却率の見直し (案)

定率法の償却率について、定額法の償却率 (1 / 耐用年数) を2.0倍 (現行 : 2.5倍) した数とします。

(注) 平成23年4月1日以後に取得をする減価償却資産について適用します。ただし、同日をまたぐ事業年度において、同日からその事業年度終了の日までの期間内に減価償却資産の取得をした場合には、現行の償却率による定率法による償却を可能とする等の経過措置を講じます。

### 3. 欠損金の繰越控除制度の見直し (案)

欠損金の控除限度額を所得金額の8割とし、繰越期間を9年 (現行 : 7年) に延長します。

- 1 欠損金発生年度の帳簿書類の保存を要件とします。なお、欠損金の更正可能期間も9年とします。
- 2 欠損金の繰越期間の延長、欠損金発生年度の帳簿書類の保存要件及び欠損金の更正可能期間の延長については、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用します。

(注) 中小法人等は、現行の控除限度額 (所得金額の全額) を存置します。

大企業、例えば大赤字になっている東京電力も黒字になれば20%は税金の対象です。

### 4. 貸倒引当金制度の見直し (案)

貸倒引当金制度の適用法人を銀行・保険会社等及び中小法人等に限定します。

銀行又は保険会社等を除く大法人の平成23年度から平成25年度までの間に開始する事業年度については、現行法による損金算入限度額に対して、平成23年度は4分の3、平成24年度は4分の2、平成25年度は4分の1の引当てを認めます。

### 5. 一般の寄附金の損金算入限度額の見直し (案)

一般寄附金の損金算入限度額を、資本金等の額の1,000分の2.5相当額と所得の金額の100分の2.5相当額との合計額の4分の1 (現行 : 2分の1) に引き下げます。

特定公益増進法人等に対する寄附金の別枠の損金算入限度額について、一般の寄附金の損金算入限度額の縮減額と同額の拡充を行います。